

## 建設工事に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 税抜き予定価格 一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号。以下「契約規則」という。）第43条に規定する予定価格から消費税及び地方消費税の額を除いた価格をいう。
- (2) 税抜き調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として設定した価格（以下「調査基準価格」という。）から消費税及び地方消費税の額を除いた価格をいう。
- (3) 税抜き失格基準価格 失格基準として設定した価格（以下「失格基準価格」という。）から消費税及び地方消費税の額を除いた価格をいう。

(対象)

第3条 この要領の対象は、総合評価落札方式による一般競争入札に付する建設工事とする。

(税抜き調査基準価格の設定)

第4条 税抜き調査基準価格は、税抜き予定価格に0.89を乗じて得た額を税抜き調査基準価格基準値（以下「基準値」という。）とし、基準値に次条第1項の規定により算出した係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。この場合において、予定価格を作成する者は、基準値を予定価格を記載した書面に記入するものとする。

- 2 前項において定める税抜き調査基準価格は、契約担当課長が入札書受付締切後から開札前までの間に作成しなければならない。
- 3 予定価格を記載した書面には、税抜き調査基準価格の算定の根拠となる計算書を添付しなければならない。

(ランダム係数)

第5条 ランダム係数は、入札書受付締切日の日経平均株価終値の小数第1位の値を別表の行番号、小数第2位の値を列番号にあてはめ、その行と列が交差した箇所の値とする。ただし、不測の事態等により日経平均株価が公開されない場合のランダム係数については、100通りの中から一つを選択するくじ引きの値を当該入札書受付締切日の日経平均株価終値とみなし、本文の規定を準用して決定する。

- 2 前項の規定により決定したランダム係数は、開札後に契約課のウェブサイトで公表する。

(税抜き失格基準価格の設定)

第6条 税抜き失格基準価格は、第4条第1項に規定する税抜き調査基準価格に0.98を乗じて得た額とし、この価格を下回った額で入札した者は失格とする。

- 2 前項において定める税抜き失格基準価格は、契約担当課長が作成しなければならない。この場合において、税抜き失格基準価格を予定価格を記載した書面に記入するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別に失格基準を定めることができる。

(入札の執行)

第7条 発注者は、低入札価格調査を実施する場合、入札公告文に調査基準価格及び失格基準価格

を定めている旨を記載し、事前に入札参加者に周知するものとする。

- 2 開札の結果、総合評価における評価値が最も高い者により税抜き調査基準価格を下回る入札金額での入札（以下「低入札」という。）が行われた場合、発注者は落札の決定を保留するものとする。

（低入札価格調査）

第8条 低入札が行われた場合は、その者に対し、速やかに次の事項について事情聴取等の調査を行うものとする。

- (1) 低入札した理由及び入札金額の内訳（様式1）
- (2) 手持工事の状況（様式2）
- (3) 手持資材及び機械の状況（様式3）
- (4) 資材搬入先及び購入先と入札者との関係（様式4）
- (5) 労務者の具体的供給見通し（様式5）
- (6) 過去に施工した公共工事概要及びその工事成績（様式6）
- (7) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等への照会）
- (8) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金の不払いの状況等）（様式7）
- (9) その他調査に必要な事項

- 2 低入札をした者（以下「低入札者」という。）は前項の調査を求められた場合、調査を求められた日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に前項の調査に応じ、かつ、必要な書類を提出しなければならない。

- 3 前項による調査に応じない場合は、低入札者のした入札は無効とする。

（一宮市低入札価格調査委員会）

第9条 低入札における履行の確保についての審査を行うため、一宮市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総務部長、建設部長、まちづくり部長、建築部長、上下水道部長、工事担当課長、主任工事検査員、総務部契約課長及び上下水道部経営総務課長をもって組織する。
- 3 委員会の委員長は、総務部長をもって充てるものとし、委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 発注者は、前条の規定により調査を実施した場合、その結果を低入札価格調査報告書（様式8）により委員会に報告し、意見を求めるものとする。
- 6 委員長は、前項の規定による報告を受けた場合、速やかに会議を開催し、審査を行うものとする。
- 7 委員長は、前項の審査を行った場合、その結果を低入札価格審査結果通知書（様式9）により発注者に通知するものとする。
- 8 委員会に関する事務は、契約担当課が行うものとする。

（落札者の決定）

第10条 発注者は、委員会の意見により当該契約の履行の確保ができると認めた場合は、当該低入札者を落札者と決定し、直ちにその旨を入札参加者に通知するものとする。

- 2 発注者は、委員会の意見により当該契約の履行が確保できないと認めた場合は、当該低入札者を落札者とせず、その者に対して、低入札価格調査結果通知書（様式10）により、その旨を通知し、総合評価における評価値が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者として決

定するものとする。

- 3 次順位者が低入札に該当したときは、第7条第2項、第8条、第9条及び前2項の規定を準用する。

(落札者との契約)

第11条 前条の規定により、低入札者と契約する場合、次の各号のいずれも条件として契約を締結するものとする。

- (1) 当該工事において、請負代金額にかかわらず配置予定技術者を専任で配置するものとする。
- (2) 当該工事における現場代理人の配置において、一宮市が発注する工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する基準第2条の規定は適用できないものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

**付 則**

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

**付 則**

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

**付 則**

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後にする入札の公告について適用し、同日前にした入札の公告については、なお従前の例による。

**付 則**

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後にする入札の公告について適用し、同日前にした入札の公告については、なお従前の例による。

**付 則**

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

**付 則**

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後にする入札の公告について適用し、同日前にした入札の公告については、なお従前の例による。

## 別表

## ランダム係数表

小数第2位の値 (列番号)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小数第1位の値 (行番号)										
0	0.9900	0.9902	0.9904	0.9906	0.9908	0.9910	0.9912	0.9914	0.9916	0.9918
1	0.9920	0.9922	0.9924	0.9926	0.9928	0.9930	0.9932	0.9934	0.9936	0.9938
2	0.9940	0.9942	0.9944	0.9946	0.9948	0.9950	0.9952	0.9954	0.9956	0.9958
3	0.9960	0.9962	0.9964	0.9966	0.9968	0.9970	0.9972	0.9974	0.9976	0.9978
4	0.9980	0.9982	0.9984	0.9986	0.9988	0.9990	0.9992	0.9994	0.9996	0.9998
5	1.0000	1.0002	1.0004	1.0006	1.0008	1.0010	1.0012	1.0014	1.0016	1.0018
6	1.0020	1.0022	1.0024	1.0026	1.0028	1.0030	1.0032	1.0034	1.0036	1.0038
7	1.0040	1.0042	1.0044	1.0046	1.0048	1.0050	1.0052	1.0054	1.0056	1.0058
8	1.0060	1.0062	1.0064	1.0066	1.0068	1.0070	1.0072	1.0074	1.0076	1.0078
9	1.0080	1.0082	1.0084	1.0086	1.0088	1.0090	1.0092	1.0094	1.0096	1.0098

(様式1)

年 月 日

理 由 書

(あて先) (発注者名)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

下記工事の入札に関し、当該価格で入札した理由は下記のとおりです。

記

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	入 札 金 額	
4	当該価格で入札した理由	

\*積算に関する内訳書を添付すること。

(様式2)

手持工事の状況

発注者	元請・下請の 区分	工事名	工事場所	請負金額 (千円)	工期

\*請負金額の千円未満は切り捨てること。

(様式3)

対象工事に係る手持資材及び機械の状況

・手持資材の状況

品名	規格・形式	単位	手持数量	本工事での使用 予定量	不足数量の 手当方法

・手持機械の状況

機械の名称	規格・形式・ 能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の利用状況

(様式4)

対象工事の資材搬入先及び購入先と入札者との関係

工種・種別	品名・規格	単位	数量	購入先名		
				業者名	所在地	入札者との関係

\*入札者との関係の欄には、購入予定業者との関係を記入する。(例示：協力会社、同族会社、資本提携会社等)

\*関係を証する規約、登録書等がある場合は、その写しを添付すること。



(様式5)

対象工事に係る労務者の具体的供給見通し

・自社施工

工 種	職 種	単価	員 数	合 計 額

・下請会社施工

工 種	職 種	単 価	員 数	合 計 額	下請会社名

\* 下請会社施工の労務単価が不明な場合は、合計額のみ記入すること。

\* 下請会社との関係があれば、下請会社名と併せてその関係も記入すること。(例示：協力会社、同族会社、資本提携会社等)

(様式6)

過去3年間に施工した公共工事

( 年度以降の完成工事、元請公共工事)

発注者	工 事 名	工事場所	請負金額 (千円)	工 期	工事成績	備考

\* 請負金額の千円未満は切り捨てること。

\* 一宮市の発注工事（請負金額130万円超え）はすべて記入すること。

\* 過去に施工した工事で、低入札価格調査制度により当該調査の対象となった場合には、当該案件の備考欄に○印をふること。



(様式8)

## 低入札価格調査報告書

年 月 日

一宮市低入札価格調査委員会

(発注者名)

年 月 日に開札を実施した下記工事について、調査基準価格を下回る入札が行われましたので、低入札価格調査を行いました。

つきましては、当該契約の履行が確保されるか否かについて、その適否を審査してください。

### 記

1 対象工事

工事名

工事場所

2 調査対象者

3 調査内容

(様式9)

## 低入札価格審査結果通知書

年 月 日

(発注者名) 様

一宮市低入札価格調査委員会

下記工事について、本委員会で審査した結果を通知します。

### 記

1 対象工事

工事名

工事場所

2 調査対象者

3 審査結果

適合した契約の履行が確保されると (認める・認められない)。

(様式10)

## 低入札価格調査結果通知書

年 月 日

様

発注者名

下記工事について、調査した結果、契約の履行が確保されると認められないため、落札者として  
ないことを通知します。

記

対象工事

工事名

工事場所